

かながわけんしょうがいふくしけいかく神奈川県障害福祉計画

だい 4 き へいせい 2 7 ねんど へいせい 2 9 ねんど (**第 4 期 平成 27年度~平成 29年度**)

へいせい ねん がっ 平成27年3月

も 次

1	差	^{ほんてきりねんとう} 基本的理念等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
	(1)(2)	Einhn Chês 法令の根拠····································
	(3)	もくてき 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(4) カ	また。
2	<u>्</u> य	wŧw29ねんど、 セ w かもくひょう
	(1)	[2,5] [1,4,5] [4] [1,5] [5] [6] [6] [7] [7] [7] [7] [7] [7] [7] [7] [7] [7
	(2)(3)	入 院 中 の精神障 害 者 の地域生活への移行・・・・・・・・・・・・・・ 12 ちいきせいかつし えんきょてんとう せいび
		A
3	指	ていしょうがいふくし きー び すとう しゅるい りょう みこ み きだめるたんい くいき 信定 障 害 福祉サービス等の種類ごとの 量 の見込みを定める単位となる区域の
	せってに 設定	ຣີ
4		くねんど 各年度における指定障 害福祉サービス等の種類ごとの必要な 量 の見込み及び みこみりょう かくほ ひ見込量の確保のための方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
		かくねんど していしょうがいふくしさ - び す していちいきそうだんしえん していけいかく 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画
	相	うだんしぇん しゅるい ひつよう りょう みこみ 目談支援の種類ごとの必要な 量 の見込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(2) E	ゅうしょしぇん しゅるい 人所支援の種類ごとの必要な量の見込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(3)	していしょうがいふくし さー ぴ すとう みこみりょう かくほ 指定障 害福祉サービス等の見込量の確保のための方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5	か 名	くねんど していしょうがいしゃしぇんしせっ ひつようにゅうしょていいんそうすう 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数···········43
6		ていしょうがいふくしさ - び すとう じゅうじ もの かくほ ししっ こうじょうとう 旨定障 害福祉サービス等に従事する者の確保または資質の向 上等のために講
		5. * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
		き - ぴ サ ていきょう かかるじんざい けんしゅうとう サービス提供に係る人材の研修等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(2)(3)	しょうがいしゃとう けんりょうご すいしん
	(4)	しょうがいしゃとう たいするぎゃくたい ぼうし 管害者等に対する虐待の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(5)	していしょうがいふくしき - ぴ すとう じぎょうしゃ たいするだいさんしゃ ひょうか 指定障 害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

7	, 归	ん ちいきせいかつしぇんじぎょう じっし かんするじこう <mark>県の地域生活支援事業の実施に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</mark> 4	l 6
	(1)(2)(3)	### #################################	17
8	ر <u>[]</u>	ょうがいふくしけいかく きかんぉょびみなぉし じき 章 害 福祉計画の期間及び見直しの時期‥‥‥‥‥‥‥‥ 6	60
	(1) (2)	Lightwas C Lithwas to the A 障害福祉計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60 60
9	և <u>(</u>	ょうがいふく しけいかく たっせいじょうきょう てんけんぉょびひょうか 章 害 福祉計画の達成 状 況 の点検及び評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
阵	: うがい 書 ・	ほけんふく しけんいき 保健福祉圏域ごとの計画の目標値等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
th 参	だう 考 	しんたいしょうがいしゃてちょうこうふしゃ ちてきしょうがいじしゃはあくすう せいしんほけんふくしてちょうこうふしゃすうとう 身体障害者手帳交付者、知的障害児者把握数、精神保健福祉手帳交付者数等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
かけ	ながわ 奈川	。けんしょうがいふくしけいかく かいてい かんするおも けいか 川県 障 害 福祉計画の改定に関する主な経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13

きほんてきりねんとう 1 基本的理念等

(1) 法令の根拠

この計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するためのほうりつ いか しょうがいしゃそうごうしまんほう こればりついか しょうがいしゃそうごうしえんほう これば(以下「障害者総合支援法」といいます。)」(平成17年法律第123号)第89条だい12う まてい もとづいてきくてい 第1項の規定に基づいて策定するものです。

しょうがいしゃそうごうしえんほうだい89じょうだい1こう [障害者総合支援法第89条第1項]

をどうなけん まぼんししん そくして しちょうそんしょうがいなくしけいかく たっせい しょうる 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制 かくほそのほか ほうりつ もとづくぎょうむ えんかつ じっし かんするけいかく いかの確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

(2) 趣旨及び経過

県では、これまで平成18年度から平成26年度までを計画期間とする第1期~ だい3 きしょうがいふくしけいかく きくてい しちょうそん れんけい まかって 第3期障害福祉計画を策定し、市町村と連携して、その推進を図ってきました。 このたび、第4期障害福祉計画改定において示された、国の基本指針に むしつつ、本県のこれまでの計画の実施状況や課題などを踏まえた計画のかいてい おこない へいせい27ねんど ついせい29ねんど 3かねん けいかくきかん でい 4 き は 27年度から平成29年度までの3か年を計画期間とする第4期 に まるがいふくしけいかく かせい29年度までの3か年を計画期間とする第4期 に まるがいふくしけいかく きくてい 平成27年度から平成29年度までの3か年を計画期間とする第4期 に 書福祉計画を策定します。

また、第4期障害福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、新たに障害児支援についても必要量の見込み等を定め、計画的にその提供体制を確保します。

(国の基本指針)

にようがいなくしき び す およ そうだんしえんなら にちょうそんおよ とどう ふけん ちいきせいかつ 障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活 しえんじぎょう でいきょうたいせい せいびならび じゅっしえんきゅうふおよびちいきせいかつしえんじぎょう 支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の えんかつ じっし かくほ きほんてき ししん へいせい2 6ねんこうせいろうどうしょうこく じ円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成26年厚生労働省告示だい 2 3 1 ごう 第 231 号)

(3) 目的

この計画は、平成26年3月に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条だい2こうの規定に基づき策定した「かながわ障害者計画」の理念や考え方を、第2項の規定に基づき策定した「かながわ障害者計画」の理念や考え方を、にようがいしゃそうごうしえんほう ちとづく さー び す じっしけいかく にようがいしゃそうごうしえんほう ちとづく さー び す じっしけいかく にまるがいしゃそうごうしえんほう ちとづく さー び す じっしけいかく にまる になかい 障害者総合支援法に基づくサービス実施計画として具体化することにより、 ちいましゃかい 育 を の有無にかかわらず、誰もが安心して豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

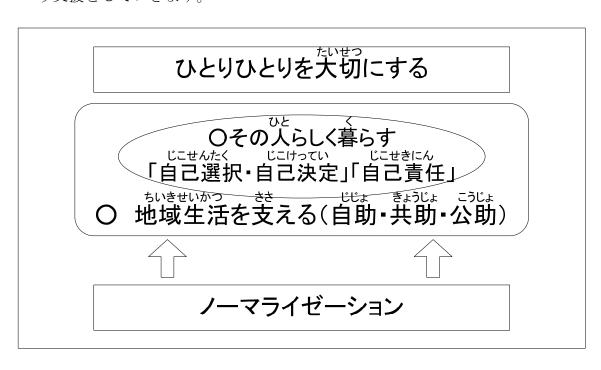
(4) 基本理念と基本方針

まはよりねん **基本理念 ~「ひとりひとりを大切にする」~**

「かながわ障害者計画」における基本理念である「ひとりひとりを大切にする」ことを基本理念とします。

「ひとりひとりを大切にする」ということは、障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるよう条件を整え、共に生きる社会こその一まる」とかいな社会であるとした「ノーマライゼーション」の思想を根底に、自分の生いかった。 自己選択・自己決定」し、「その人らしく暮らす」ことを意味し、その人をとりまく側からみれば、自助・共助・公助による支援により、その人の地域生活を支えることを意味します。

その理念に基づき、障害者の自立及び社会参加、地域社会における生活及び ちいきしゃかい 地域社会への包容を促進するため、障害者が自ら能力を最大限発揮できるよ う支援をしていきます。



きほんほうしん **基本方針**

「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指す

はん しょうがいしゃ じりっ しょうがいしゃ みずから かんがえ はんだん 早 はいきしゃかい なか 県は、障害者の自立を「障害者が、自らの考えと判断により、地域社会の中で しゅたいてき いき じこじつげん はかって 主体的に生き、自己実現を図ってゆくこと」と考えています。

基本的な視点

 けん つぎ きほんてき してん たってしょうがいふくしけいかく さくてい 県は、次の基本的な視点に立って障害福祉計画を策定します。

* ちいきせいかつ むけて ア 地域生活に向けて

(ア) 日中活動と生活の場の分離

障害福祉施策は、地域生活に向けて転換を図ることが、継続してもとゅられています。施設や病院で暮らしている障害者等の生活が、施設・病院での24時間の生活から、地域での生活に移行することにより、日中からが、場と住まいの場が分かれ、地域社会への本人の関わりが、大きくなるがっていくことが考えられます。

また、自宅で暮らしている障害者等が成人して自立することも視野にいれたよう しばん せいび 入れ、多様な資源を整備していくとともに、障害者等はもとより、その家族を支援するという視点も重要です。

(イ) 地域生活支援の取組み

県は、「施設・病院から地域へ」という理念のもとに、障害者の「地域 せいかついこう すすめ ひつよう ひと ひつよう さー びす ゆきとどく 生活移行」を進め、必要な人に必要なサービスが行き届くようにするため、 「かながわ障害者地域生活支援推進プログラム大綱」に基づき取組みを おこなって 行ってきました。

「基盤整備」、「しくみづくり」、「ひとづくり」を柱に、県の役割であるこういきてき せんもんてき とりくみ ばんけんてき ちいきせいかっ しぇん そこあげ はかる 広域的・専門的な取組みとともに、全県的な地域生活の支援の底上げを図るかんてん しちょうそん とりくみ しぇん だい 4 きしょうがいふくしけいかく いちょうけ 観点から、市町村の取組みの支援を、第4期障害福祉計画に位置付け、そうごうてき すすめて 総合的に進めていきます。

こうした地域生活支援の取組みについては、さらに障害者等やその人をとりまく人々の意見を反映しながら発展させていきます。

う しせっきのう (ウ) 施設機能について

施設については、重度・重複障害者などにとっての「住まいの場」としての機能に加え、入所者の地域での自立生活に向けた訓練や、ぐるーがほしなって、入所者の地域での自立生活に向けた訓練や、グループホームへの入居支援、アパート等で生活するための機能や、コーディネートなど施設から地域生活への移行を推進するための機能や、カサばいと、体息)をはじめ、地域住民に対する障害者理解を促進するための事業の実施などの地域社会へのサービス提供機能、施設利用者のためだけにとどまらない機能が求められています。

そこで、これらの施設は、広く地域で生活する障害者等を支援するための機能を加え、ニーズに対応した多様性、ノウハウや専門人材を活用したせいもいきなくしきよてん 専門性、地域福祉の拠点としての地域性、利用者から選択されることによりさらに高い水準のサービスを目指していく競争性に着目した施設をの発展を図っていくことが重要です。

また、障害者等の地域生活への移行をより一層進めるためには、地域
せいかっ じゅうよう やくわり になって ぐる - ぶほ - む あらた せっち ひつよう
生活の重要な役割を担っているグループホームの新たな設置が必要です。

い ちいきせいかつ きさえる さー び す じゅうじつ イ 地域生活を支えるサービスの 充 実

障害者の自立と社会参加を促進するため、ライフステージに沿った様々な
せいかつじょうかだいにこずたいおうした支援体制の整備に加え、障害者の自己
せんたくじこけっていそんちょうりようしゃほんいした支援の促進に取組みます。

また、障害児についても、児童福祉法(昭和22年法律第 164 号)の改正によった。 でき児についても、児童福祉法(昭和22年法律第 164 号)の改正による障害児支援の強化等を踏まえ、身近な地域において、年齢や成長におうじて、適切な支援を受けられるよう、家族を含めた支援体制の整備を促進します。

う しょうがいとくせいとう はいりょウ 障害特性等に配慮した支援

障害者等がどの障害種別に該当するかではなく、性別、年齢、障害の たまうたいしようがいしゃそうごうしえんほう きだめるなんびようとう なくむ 大態(障害者総合支援法が定める難病等を含む。)、生活の実態等に応じた にもないしゃとう にないならしまん ひつようせい あまる て、その人が日常生活で直面している「生きにくさ・暮らしにくさ」という点から、必要な人に必要なサービスが行き届くよう取組みを進めていきます。

え はったつしょうがい こうじのうきのうしょうがい たいおう 工 発達障害や高次脳機能障害などへの対応

 どの障害については、一人ひとりの「生きにくさ・暮らしにくさ」に着目して、必要な支援を行っていきます。

ま しょうがいほけんふくしけんいきれべる しぇんオ 障害保健福祉圏域レベルでの支援

県では、第1期障害福祉計画における本県独自の取組みとして、市町村のちいきじりっしえんきょうぎかい けんぜんたい じりっしえんきょうぎかい くわえ ふくすう しちょうそん 地域自立支援協議会と県全体の自立支援協議会に加え、複数の市町村にまたがる5つの障害保健福祉圏域に圏域自立支援協議会を設置しました。

第4期障害福祉計画においても、各障害保健福祉圏域における相談支援などのネットワークの充実を図り、障害保健福祉圏域レベルでの支援をますか。 強化していきます。

しょうがいほけんふくしけんいき

神奈川県では、障害保健福祉圏域として、次ページのとおり、保健・いりょう あくし こういきてき れんけい はかるかんてん 医療・福祉における広域的な連携を図る観点から、二次保健医療圏を基本として、8つの圏域を設定しています。

なお、横浜市及び川崎市については、二次保健医療圏は複数の区域に かかれていますが、障害保健福祉圏域については、市の区域全体を一つの
けんいき
圏域としています。

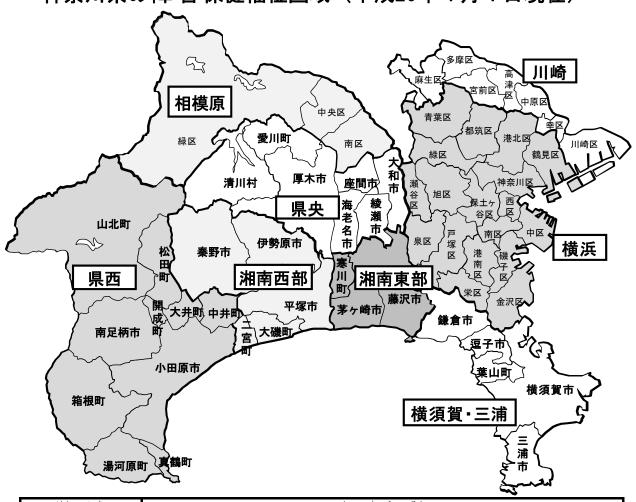
しょうがいふくしさ - びょ 「**隨 害福祉サービス**〕

カ 障害を理由とする差別の解消の推進

平成28年4月の障害者差別解消法の円滑な施行に向け、同法に規定される基本方針に基づき、法の趣旨・目的等に関する効果的な広報啓発活動等に取り組むとともに、施行後においては、同法の適切な運用及び障害を理由とする差別の解消の推進に取組みます。

また、県民等への障害者の理解促進の取組みについては、引き続き実施していきます。

かながわけん しょうがいほけんふくしけんいき へいせい26ねん4がつ1にちげんざい神奈川県の障害保健福祉圏域(平成26年4月1日現在)



けん いき 圏 城	し ちょう そん 市 町 村
横浜	横浜市
かわさき 川崎	^{かわさきし} 川崎市
^{きがみはら} 相模原	まがみはらし 相模原市
横須賀・三浦	ょこすかし かまくらし ずしし みうらし はやままち 横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
しょうなんとうぶ 湘南東部	なじさわし ちがさきし さむかわまち 藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
は 南西部	ひらっかし はだのし いせはらし おおいそまち にのみやまち 平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県央	まっぎし やまとし えびなし ざまし あやせし あいかわまち きょかわむら 厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
the	ぉだゎらし みなみあしがらし なかいまち おおいまち まっだまち やまきたまち 小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、 かいせいまち はこねまち まなづるまち ゆがわらまち 開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

2 平成29年度の成果目標の設定

障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、平成29年度を目標年度として、県内の全市町村を通ずる広域的な見地から、各市町村の障害福祉計画の数値の集計と整合を図りつつ、次のとおり成果もくひょう せってい 目標を設定します。なお、成果目標の対象は、政令指定都市(以下「政令市」といいます。)及び中核市を含む県全体です。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障害者(以下「施設入所者」といいます。)について、自立訓練事業や地域移行支援・地域定着支援などを活用したグループホーム、一般住宅等への移行を推進することとし、平成29年度末における地域生活に移行する人の成果目標を次のとおり設定します。

せいかもくひょう

一方、今後、新たに施設に入所する人の二一ズを勘案し、平成29年度末の施 せつにゅうしょしゃすう 設入所者数としては、平成25年度末に対し118人(2 %)の減少を見込みます。

zý ts(項 目	** ⁵	備考
へいせい 25 ねんど まつ しせっ 平成 25 年度 末 の 施設 にゅうしょしゃすう えー 入所者数(A)	5,053人	
^{もくひょうち} 【目標値】(B) ^{ちいきせいかついこうしゃすう} 地域生活移行者数	535人 (11 ^{ぱーせんと})	えー (A)のうち、平成25年度末から平成29年度末 までに地域生活へ移行する人の目標数(全市 まずまからではないないである。)
~いせい2 9 ねんどまっ 平成29年度末の L せっにゅうしょしゃすう しー 施設入所者数 (C)	4,935人	学成 29 年度末までの地域生活移行者数の 見込み(B)及び新たな施設入所者数等を 勘案した全市町村の見込み人数の合計。
【目標値】(D) 入所者減少見込	115 $\stackrel{\iota\iota\lambda}{\wedge}$ (2%)	きしいきげんしょうみこみすう 差引減少見込数 ^{えー しー} (AーC)

※ これまでの計画では、平成17年10月1日現在の施設入所者数を地域生活移行の成果 ** これまでの計画では、平成17年10月1日現在の施設入所者数を地域生活移行の成果 もくびょう ま そ 目標の基礎としていましたが、国の基本指針に基づき、本計画では平成25年度末の しせっにゅうしょしゃすう ま そ 施設入所者数を基礎とします。(施設の所在地にかかわらず、県内市町村が援護を実施 している人数です。)

※ 障害者の入所施設のうち、一般に長期入所が常態化している利用者が少ない旧 はたいしょうがいしゃこうせいしせつ きゅうせいしんしょうがいしゃせいかつくんれんしせつ げんそく 身体障害者更生施設や旧精神障害者生活訓練施設は、原則として除外することとされています。(出典:平成23年6月30日障害保健福祉関係主管課長会議資料)

^{かんがえかた} 【考え方】

でいまきしょうがいるくしけいかく まいかもくひょう きじゃん へいせい 17ねん10がつじてん 第1期障害福祉計画における成果目標の基準とされた平成17年10月時点に おける本県の施設入所者数は約5,100人でしたが、第4期障害福祉計画の成果 もくひょう きじゅん へいせい 25ねんどまつじてん やく5 053にん へんこう 目標の基準は平成25年度末時点の約5,053人に変更となりました。

これらの人たちが、ライフステージに応じて自ら住まいの場を選択し、地域のかって、その人らしく暮らすことができるように支援していくことが求められています。

- 国の基本指針では、平成29年度末において、障害福祉計画の基準となった 平成25年度末時点の施設入所者数の12 % 以上が地域生活へ移行することと するとともに、平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数を下成25年度末時点の施設入所者数を下成25年度末時点の施設入所者数がら4 % 以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて 成果目標を設定することが望ましいとされています。
- また、施設入所者数の設定に当たっては、改正前の児童福祉法に規定する していちてきしょうがいじしせっとう 指定知的障害児施設等(以下「旧指定施設等」といいます。)に入所していた者 「18歳以上の者に限る。)であって、整備法による改正後の法に基づく指定 にようがいしゃしえんしせっとうしています。とがなる。 で書者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所している しています。といいます。)の数を除いて設定することとされています。

せいびほう [整備法]

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健 なくししさく みなおす 福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するため かんけいほうりつ せいび かんするほうりつ の関係法律の整備に関する法律」

- □ 県では、これまで地域生活支援に取り組んできた実績や今後のサービス基盤の整備見通しなどを踏まえて全市町村が設定した成果目標の合計として、ついせい25ねんどまっついせい29ねんどまっちいきせいかっいこうしゃすう 535にん 11ぱーせんと 平成25年度末から平成29年度末までの地域生活への移行者数は、535人(11 %)を目指すこととします。(※障害保健福祉圏域ごとの内訳は61 ページを参照。)
- 一方、人口10万人当たりの入所施設の利用者数は、全国平均の104.2にん たいし ○ 大いは、全国平均の104.2に対し、 □ 大いによう 56 5にん にゅうしょしせつ すくないじょうきょう 本県は全国最少の56.5人であり、もともと入所施設が少ない状況があると

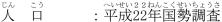
ともに第1期障害福祉計画策定以前から地域移行を進めていた背景があります。

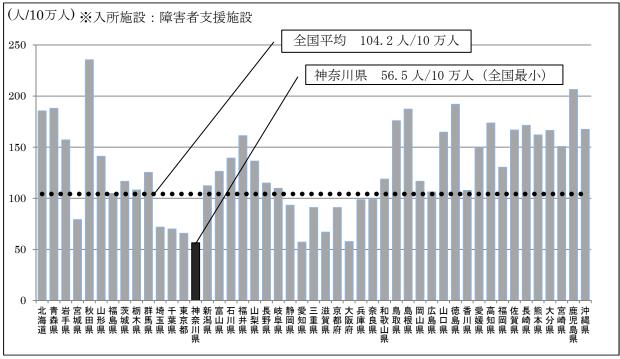
また、今後、継続入所者への対応なども考慮すると、直ちに、施設入所者数の大幅な削減を実現することは困難な実情にあります。

こうしたことから、地域生活への移行を積極的に推進しつつ、施設に入所して支援を受けることが真に必要な新規利用者に対しては、適切なサービス提供を保障するため、全市町村が設定した見込み数の合計として、平成29年度末における施設入所者数は、平成25年度末時点に対し2%の減少を見込むこととします。

はんこう にゅうしょしせつ りょうしゃすう とどうふけんそうじんこう しめるりょうしゃすう わりあい参考 入所施設の利用者数(都道府県総人口に占める利用者数の割合)

しゅってん しせっにゅうしょしゃすう こうせいろうどうしょう ほーむ ペーじ へいせい26ねん4がっ こくほれんでーた ちゅうしゅつ 出典 施設入所者数:厚生労働省ホームページ(平成26年4月の国保連データから抽出)





【入所施設の利用者数の状況】

人口比での入所施設の利用者数は、都道府県によって最大で4.2倍の差があり、特に大都市がある都府県において、入所施設の利用者数の少ないけいこう けんちょ で で (傾向が顕著に出ています。

かながわけん ぜんこく もっともじんこうひ にゅうしょしせっ りょうしゃすう すくない 神奈川県が全国で最も人口比での入所施設の利用者数が少ないという 背景には、そうした地域事情とともに、早い時期から、地域で暮らしていくための取組みについて障害者やその家族、行政などが協力して努力を積み重ねてきた結果が現れているものと考えられます。

【これまでの 状 況】

○ 施設入所者の地域生活への移行については、第3期障害福祉計画の成果 もくひょう きじゅん こいせい 17ねん10がつ1にち 26ねん10がつ1にち 26ねん10がつ1にち はんぜんたい 目標の基準とされた平成17年10月1日から平成26年10月1日までの間に、県全体 898にん 18ぱーせんと にゅうしょしせっ ちいきせいかつ いこう では、898人(18 %)が入所施設から地域生活へ移行しました。

だい 3 きしょうがいふく しけいかく もくひょう 1 072にん 21ぱーせんと じゃっかん ひらき 第3期障害福祉計画の目標である1,072人(21 %)と若干の開きがあります。

たいきせいかつ いこうご すまい ば つぎ じょうきょう 地域生活へ移行後の住まいの場は、次のような状況になっています。

^{ちいきせいかついこうご} 地域生活移行後のすまいの場

いこうさき 移行先	ぐるーぷぽーt グループホーム	かているっき家庭復帰	こうえいじゅうたく 公営住宅 いっぱんじゅうたく 一般住宅	そのほか その他 ふくしほーむとう (福祉ホーム等)	けい 計
H17.10.1から H19.10.1まで	208 ぱーせんと (56 %)	1 1 5 ぱーせんと (31 %)	2 7 ぱーせんと (7 %)	2 4 は一せんと (6 %)	3 7 4
H19.10.2から H20.10.1まで	69 ぱーせんと (61 %)	3 9 ぱーせんと (35 %)	5 ぱーせんと (4 %)		113
H20.10.2から H21.10.1まで	1 1 3 ぱーせんと (79 %)	2 4 ぱーせんと (17 %)	$\begin{array}{c} 4 \\ \text{id-th} \\ (3 \%) \end{array}$	2 ぱーせんと (1 %)	1 4 3
H21.10.2から H22.10.1まで	5 1 ぱーせんと (80 %)	9 ぱーせんと (14 %)	2 ぱーせんと (3 %)	2 ぱーせんと (3 %)	6 4
H22.10.2から H23.10.1まで	38 ぱーせんと (69 %)	1 4 ぱーせんと (29 %)	1 ぱーせんと (2 %)		5 3
H23.10.2から H24.10.1まで	69 ぱーせんと (90%)	7 ぱーせんと (9 %)	_	1 ぱーせんと (1 %)	7 7
H24.10.2から H25.10.1まで	25 ぱーせんと (73 %)	7 ぱーせんと (21 %)	1 ぱーせんと (3 %)	1 ぱーせんと (3 %)	3 4
H25.10.2から H26.10.1まで	2 7 (68 %)	1 2 (29 %)	1 (3 %)	_	4 0
計	600 (67 %)	227 ぱーせんと (25 %)	4 1 ぱーせんと (5 %)	3 0 (3 %)	898

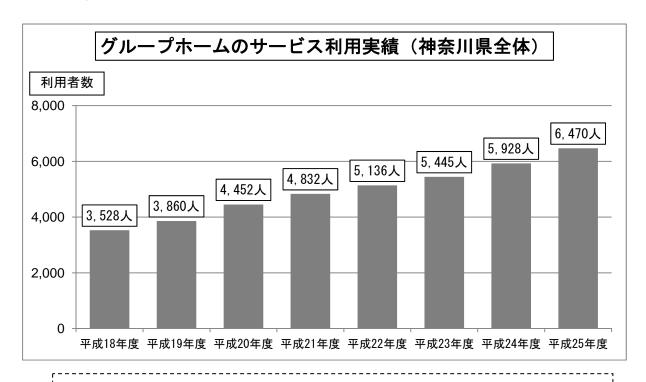
しせっにゅうしょしゃすう 施設入所者数については、グループホーム等では対応が困難な方などが新規にゅうしょ にゅうしょ とから、平成26年10月1日現在で4,960人となっており、平成 17ねん10がつじてん 5 094にん たいし ぱーせんと 134にん げん 17年10月時点(5,094人)に対し3 % (134人)の減にとどまっています。

もくひょうたっせい む け たほうさく 【目標達成に向けた方策】

- □ はんけん しょうがいしゃくる ぶほ むとうさぼ とせんた じぎょう くる ぶほ むとう 本県は、障害者グループホーム等サポートセンター事業やグループホーム等

あわせて、地域生活に必要なホームヘルプサービスの充実を図るための精神 しょうがいいりょうてきける たいおう じんざいようせい せいかつかいご にっちゅうかっとう ば かくほ 障害や医療的ケアに対応した人材養成や、生活介護など日中活動の場を確保 しょうがいなくしまって、または、 すすめます するための施設整備の支援など、障害福祉サービスの基盤整備を進めます。

○ また、地域移行支援と地域定着支援の利用を進めるため、住居の確保など、 ちいきせいかっ いこう かんするそうだん いこう かんするそうだん いこう あと たんしん くらす 地域生活に移行するための活動に関する相談や、移行した後、単身で暮らす 障害者などからの緊急時の相談に応じられるよう、市町村の取組みを支援します。



ちいきいこうしえん [地域移行支援]

で書る支援施設などに入所している障害者や、精神科病院等に で書る支援施設などに入所している障害者や、精神科病院等に 大院している精神障害者等を対象に、住居の確保など、地域における 性に移行するための活動に関する相談や、地域移行のための障害福祉 サービス事業所等への同行などによる支援を行うものです。

ちいきていちゃくしぇん 〔**地域定 着支援〕**

施設・病院等から退所・退院して、居宅で一人暮らしをしている障害者、かぞく家族との同居から一人暮らしに移行した障害者、地域生活が不安定な障害者などを対象に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因した緊急の事態などが発生したときの相談や、緊急訪問や緊急対応などによる支援を行うものです。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

たゆういんちゅう せいしんしょうがいしゃ ちいきせいかつ いこう すいしん かんてん にゅういんご 入院 中の精神障害者の地域生活への移行を推進する観点から、入院後 3 かげっじてん たいいんりっおよびにゅういんご 1 ねんじてん たいいんりっ ちょうきざいいんしゃすう かんするせいか 3 か月時点の退院率及び入院後1年時点の退院率、長期在院者数に関する成果 もくひょう っき せってい 目標を、次のとおり設定します。

せいかもくひょう

へいせい 28ねん 6 がっまっじてん にゅういん こ 3 か げっ 1ねんじてん たいいんりっ へいせい 23ねん 6 がっまっ 平成 28年 6 月末時点から入院後 3 か月、1 年時点の退院率を、平成 23年 6 月末じてん にゅういん こ 3 か げっじてん ちゅういん こ 3 か げっじてん あいんりっと 9ぱーせんと 1ねんじてん たいいんりっと 9ぱーせんと 時点からの入院後 3 か月時点の退院率 59 %、1年時点の退院率 89 %から、それぞれ 64 %、91 % にします。

マ成29年6月末時点の長期在院者数(入院期間1年以上の方)を、平成24年6月まつじてん ちょうきざいいんしゃすう にゅういんきかん 1ねんいじょう ほう へいせい24ねん6がつ 平成29年6月末時点の長期在院者数(入院期間1年以上の方)を、平成24年6月まつじてん ちょうきざいいんしゃすう6,751にん 6 076にん 10ぱーせんとさくげん もくひょうち 末時点の長期在院者数6,751人から6,076人とし、10 % 削減を目標値とします。

cj もく 項 目	^{すう} ち 数 値	が こう 備 考
へいせい23ねん6がっまっじてん 平成23年6月末時点から 3かげっじてん たいいんりっ 3か月時点の退院率	5 g ぱーせんと 5 g %	へいせい23ねん6がっまっじてん にゅういん ひと たいする 平成23年6月末時点に入院した人に対する、 3かげっじてん たいいん ひと りっ 3か月時点まで退院した人の率
まくひょうち へいせい 2 8 ねん 6 がっ 【目標値】平成 28 年 6 月 まっじてん 3 かげっじてん 末時点から 3 か月時点の たいいんりっ 退院率	6 4 lt-the 6 4 $^{\prime\prime}$	へいせい 28 ねん 6 がっまっじてん にゅういん ひと たいする 平成 28 年 6 月末時点に入院した人に対する、3 かげっじてん たいいん ひと りっ 3 か月時点まで退院した人の率
へいせい2 3ねん6 がっまっじてん 平成23年 6 月末時点から 1 ねんじてん たいいんりっ 1 年時点の退院率	8 9 ぱーせんと 8 9 %	へいせい23ねん6がっまっじてん にゅういん ひと たいする 平成23年6月末時点に入院した人に対する、 1ねんじてん たいいん ひと りっ 1年時点まで退院した人の率
t < C to ようち へいせい 2 8 ねん 6 がっ 【目標値】平成 28 年 6 月 まっじてん 1 ねんじてん 末 時点 から 1 年 時点 の たいいんりっ 退院率	9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	へいせい 2 8 ねん 6 がっまっじてん にゅういん 平成28年6月末時点に入院した人に対する、 1 ねんじてん たいいん 1 年時点まで退院した人の率
へいせい 2.4 ねん 6 がっまっじてん 平成 24年 6月 末 時点 の ちょうきざいいんしゃすう えー 長期在院者数(A)	6,751にん 6,751人	へいせい2 4ねん 6 がっまっじてん 平成24年 6 月末時点で、入院期間1年以上の ひと かず 人の数
t	6,076にん 6,076人	へいせい29ねん6 がっまっじてん 平成29年6月末時点で、入院期間1年以上の でと、かず 人の数
ちょうきざいいんしゃげんしょうみこみ 長期在院者減少見込	${}^{6} {}^{7} {}^{5} {}^{1} {}^{6} {}^{7} {}^{5} {}^{6} {}^{6} {}^{7} {}^{5} {}^{6} {}^{6} {}^{7} {}^{5} {}^{6} {}^{6} {}^{7} {}^{5} {}^{6} {}^{6} {}^{7} {}^{5} {}^{6} {}^{6} {}^{7} {}^{5} {}^{6} {}^{6} {}^{7} {}^{5} {}^{6} {}^{6} {}^{7} {}^{5} {}^{6} {}^{6} {}^{7} {}^{5} {}^{6} {}^{6} {}^{7} {}^{5} {}^{6} {}^{6} {}^{7} {}^{5} {}^{6} {}^{7} {}^{5} {}^{6} {}^{6} {}^{7} {}^{5} {}^{6} {}^{6} {}^{7} {}^{5} {}^{6} {}^{7} {}^{6} {}^{7} {}^{6} {}^{7} {}^{7} {}^{6} {}^{7} {$	ばんしょうみこみすう えー びー 減少見込数(A-B)

^{かんがえかた} 【考え方】

○ 入院中の精神障害者の中には、症状が落ち着いても、退院して地域で

くらすための受皿となる社会資源が不足していたり、地域生活を始めるために やのよう じょうけん ととのわない 必要な条件が整わないことなどから、すぐに退院することが難しい人がいます。

こうした精神障害者が、ライフステージに応じて自ら住まいの場を選択し、
ないきないで、その人らしく暮らすことができるように、必要なサービス基盤を
けいかくてきまいがするとともに、病院や関係機関と協力して退院に向けた支援を
おこない、ちいきせいかった。
ではらいん、かんけいきかん、きょうりょく
計画的に整備するとともに、病院や関係機関と協力して退院に向けた支援を
おこない、ちいきせいかった。
いこう ままめる
ことが求められています。

○ 国の基本指針では、入院後3か月時点、1年時点の退院率及び長期在院者数(入院期間1年以上の人の数)を目標値として定めることを示しています。

「大院期間1年以上の人の数)を目標値として定めることを示しています。

「はゅういんご3かげつじてん たいいんりつ へいせい29ねんど 人院後3か月時点の退院率は平成29年度における目標を64 % 以上に、

「大院後3か月時点の退院率は平成29年度における目標を91 % 以上とすることを基本とするとしています。

また、長期在院者数は、平成29年6月末時点の長期在院者数を、平成24年6月また。長期在院者数は、平成29年6月末時点の長期在院者数を、平成24年6月また。 ちょうきざいいんしゃすう 18ぱーせんといじょうさくげん まりきざいいんしゃすう 18ぱーせんといじょうさくげん まほん 長期在院者数から18 % 以上削減することを基本とするとしています。

- 本県の平成24年度の精神保健福祉資料の結果では、平成23年6月の1ヶ月間 本県の平成24年度の精神保健福祉資料の結果では、平成23年6月の1ヶ月間 にゅういんしゃすう 1 553にん 3 かげっじてん たいいんしゃすう 914にん 59ぱーせんと 1ねんじてん の入院者数は1,553人、3 か月時点の退院者数は914人(59 %)、1 年時点の たいいんしゃすう 1 376にん 89ぱーせんと 1ねんいじょう ちょうきざいいんしゃすう 6 751にん 退院者数は1,376人(89 %)、1年以上の長期在院者数は6,751人となっています。
- 平成24年度の精神保健福祉資料の全国平均値は、3か月時点の退院率は58.4 □ 水成24年度の精神保健福祉資料の全国平均値は、3か月時点の退院率は58.4 □ はーせんと 1 ねんじてん たいいんりつ 87 7は一せんと | % 、1年時点の退院率は87.7 % となっています。

せいしんほけんふくししりょう [精神保健福祉資料]

こうせいろうどうしょうしゃかい えんごきょくしょうがいほけん あく しぶせいしん しょうがいほけん か まいとしらがつ 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課が毎年6月30日付で都道府県・指定都市に報告を依頼している精神科病院及び サいしんかしんりょうじょとう りょう かんじゃ じったいとうちょうさ 精神科診療所等を利用する患者の実態等調査

- 平成26年に施行された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下 「精神保健福祉法」といいます。)の改正では、精神科病院の管理者に、医療保護 「入院の退院後の生活環境に関する相談及び指導を行う者の設置、退院促進の たいせいせいびとう ぎょうけ て たいせいせいびとう ぎょうけ て ための体制整備等を義務付けています。
- 〇 県では、精神保健福祉法の改正等により、入院中の精神障害者の地域移行り、現状より進むことを想定し、3か月時点の退院率、1年時点の退院率は国の基本指針の64 %、91 % を目標値とします。

していますが、真に入院が必要な方もいることから、国の基本指針が示す18ぱーせんと きくげん こんなん かんがえられます にゅういんちゅう せいしんしょうがいしゃ ちいきいこう % の削減が困難と考えられます。しかし、入院中の精神障害者の地域移行を目指すという国の基本指針を踏まえ、平成29年度まで10 % の削減を目標値とします。

もくひょうたっせい む け たほうさく 【目標達成に向けた方策】

- 県では、医療保護入院者の退院促進のため、精神科病院が設置する退院支援 いいんかい かいさいしえん おこなう 委員会の開催支援を行うとともに、退院促進のための人材育成を進めていきます。
- 市町村と県は、入院中の精神障害者の地域生活移行に向けた有効な支援策となることが期待される「地域相談支援」や「計画相談支援」の提供体制を計画的に整備していきます。
- また、入院中の精神障害者の地域生活移行については、身近な支援者や きょじゅう ば かくほとう かだい 居住の場の確保等が課題となっていることから、市町村は、サービス実施主体 として、相談支援体制の整備を含め、医療機関や保健福祉事務所(保健所)な どと連携した地域生活移行のためのしくみづくりを進めます。

○ 市町村においては、市町村協議会などを活用し、精神障害者を含めた地域 移行のしくみづくりに取り組む動きが出てきていますが、入院中の精神 障害者の地域生活への移行を推進するためには、医療機関との関わりを有する 保健所との連携の強化が必要です。

県では、保健福祉事務所が築いてきたネットワーク等を活用し、市町村と医療機関との連携を支援します。

○ なお、入院中の精神障害者の中で、65歳以上の人が増加する傾向が なお、入院中の精神障害者の中で、65歳以上の人が増加する傾向が なられることから、年齢や心身の状況などから、高齢者施策によるサービスの でいきょう てきして 提供が適していると考えられる精神障害者については、別途、介護保険等に よる対応も考慮しつつ、関係の所管課等と連携を図って地域生活移行を支援し ていくこととします。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

にようがいしゃとう。ちいきせいかつしえん。すいしん。かんてん 障害者等の地域生活支援の推進の観点から、地域生活支援拠点等に関する せいかもくひょう 成果目標を、次のとおり設定します。

せいかもくひょう

県は、専門的・広域的な見地から、県内の5つの障害保健福祉圏域(政令市域のでく)ごとに、「障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター」や「障害保健福祉サービス等地域拠点事業所」の機能の活用とともに、連携を強化することにより、地域生活支援拠点等として整備します。

さらに、県は広域性、専門性の観点から、県所管域の市町村障害福祉計画にいまってけられた地域生活支援拠点等の整備を支援します。

また、政令市でも、それぞれ地域生活支援拠点等の整備を行います。

^{かんがえかた}【考え方】

- 国の基本指針では、地域生活支援拠点等について、障害者の高齢化・重度化や介護者の高齢化、家族介護力の低下・欠如などを見据え、利用者の障害福祉サービス等のニーズ、既存の障害福祉サービス等の整備状況、基幹相談支援せんなっての設置の有無等、各地域における個別の状況に応じ、平成29年度末までに市町村または障害保健福祉圏域ごとに少なくとも1つを整備することを基準をしています。
- 個々の機関が有機的な連携のもとに障害者等に対する支援を確保されることを前提に、地域生活支援拠点の整備ではなく、複数の機関が機能を担う面的整備も考えられるとされています。
- なお、県立障害福祉施設・県立総合療育相談センターは、地域生活支援拠点などと連携しながら、引き続き民間施設では対応が難しい専門的な支援を必要とする障害者等の受入れや技術支援などを行っていきます。
- また、市町村もそれぞれ課題に応じて、県事業を活用するとともに、必要に まうじてきんりんしちょうそん 応じて近隣市町村にある機能の活用を検討し、地域生活支援拠点等を整備する こととします。

○ 県は、こうした県所管域の市町村障害福祉計画に位置づけられた地域生活 □ は、こうした県所管域の市町村障害福祉計画に位置づけられた地域生活 □ はんきょてん せいび たいして こういきせい せんもんせい かんてん 支援拠点の整備に対して、広域性、専門性の観点から支援します。

[障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業]

まいたく じゅうどしょうがいしゃとう しょうがいとくせい しぇん こんなん しゃ 在宅の重度障害者等であって障害特性により支援が困難な者や きんきゅうでき しぇん ひつよう もの ねんかん っう じてやかん しぇん なくめてたいおう 緊急的な支援が必要な者に、年間を通じて夜間の支援も含めて対応できるよう、県と市町村が協力して、支援が困難な障害者等に対する サービス提供体制の整備を図る事業です。

(4) 福祉施設の利用者の一般就 労への移行等

障害者の就労支援を進める観点から、福祉施設利用者のうち、就労移行 にはんじぎょうとう つうじて へいせい29ねんどちゅう いっぱんしゅうろう いこう 支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する人の成果目標を次のとおり設定します。

【成果目標】

へいせい 2 9ねんどちゅう ふくししせつ りょう いっぱんしゅうろう いこう にんずう 1 030にん へいせい 平成29年度中に福祉施設の利用から一般就 労に移行する人数を1,030人 (平成24ねんどじっせき 5 1 2にん 2 ばい め ぎします 24年度実績512人の2倍) にすることを目指します。

へいせい29ねんどまつ しゅうろういこうしえんじぎょう りょうしゃすう 2 424にん へいせい25ねんどまつりょうしゃ 平成29年度末の就 労移行支援事業の利用者数を、2,424人(平成25年度末利用者 数1,498にん 7 わりぞうか 数1,498人の7割増加)にすることを目指します。

項 目	^{すう} ち 数 値	で き
~いせい2 4 ねんど ねんかん 平成24年度の年間 いっぱんしゅうろうしゃすう 一般就労者数	5 1 2 にん 5 1 2 人	へいせい 2 4 ねんど 平成 24年度において福祉施設を退所し、 いっぽんしゅうろう ひと かず 一般就労した人の数
**COx j 5 へいせい 2.9 ねんど 【目標値】 平成 29 年度 ねんかんいっぱんしゅうろうしゃすう の年間一般就 労者数	1,030にん 1,030人 (2倍)	Anth 129 ねんど 平成29年度において福祉施設を退所し、 いっぽんしゅうろう 一般就労する人の数(全市町村の成果 もくひょう ごうけい 目標の合計。)
- (vtt) 12 5 ねんどまつ 平成25年度末の しゅうろう いこう しえん じぎょう 就 労 移行 支援 事業 の りょうしゃすう 利用者数	1, 468にん 1, 468人	
【目標値】 平成29年度 まっ にゅうろう いこう しえん 末 の 就 労 移行 支援 じぎょう りょうしゃすう 事業の利用者数	2, 4 2 4 にん 2, 4 2 4 人 _{7 わりぞう} (7 割増)	ぜんしちょうそん みこみりょう ごうけい 全市町村の見込量の合計

【目標値】 平成29年度 の就 労 移行率 が 3割 いじょう じぎょうしょ わりあい 以上の事業所の割合

5 わり **5 割** へいせい 29 ねんど しゅうろういこう しぇん じぎょうしょぜんたい 平成 29 年度の 就 労 移行支援事業所全体の いっぱんしゅうろういこうりつ 3 わりいじょう じぎょうしょう ち、一般 就 労 移行率 3 割以上の事業所の わりあい 割合

ませいかもくひょう たいしょう あくししせっ [成果目標の対象とする福祉施設]

しょうがいしゃそうごうしえんほう もとづくせいかつかいご じりつくんれん きのうくんれん せいかつくんれん 障害者総合支援法に基づく生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、しゅうろういこうしえん しゅうろうけいぞくしえん えーがた びーがた じぎょう おこなうじぎょうしょ 就労移行支援または就労継続支援(A型・B型)の事業を行う事業所

^{かんがえかた} 【考え方】

障害の有無にかかわらず、働くことは自立した生活を支える基本であり、 かのうせい ののばず 一人ひとりの可能性を伸ばすことでもあります。

福祉施設の利用者に限らず、特別支援学校卒業者なども含め、障害者が、 ちいふすて「じまうじて、その人らしい働き方を選択できるよう、福祉的就労 とともに、一般就労への支援を充実していくことが求められています。

いっぱんしゅうろう [一般就労]

いっぱん きぎょうとう しゅうしょく ざいたく しゅうろう 一般の企業等に就職することや、在宅で就労することをいいます。

- 国の基本指針では、平成29年度中に福祉施設から一般就労に移行する人の 世いかもくひょう 成果目標について、平成24年度の2倍以上とすることを基本とするとされています。
- 県では、企業の障害者雇用率などを見ても厳しい現状がありますが、そう じょうきょう かいぜん した状況を改善していくために、障害者、行政、支援者、企業等が広く目標 を共有し、共に努力していくことが重要です。

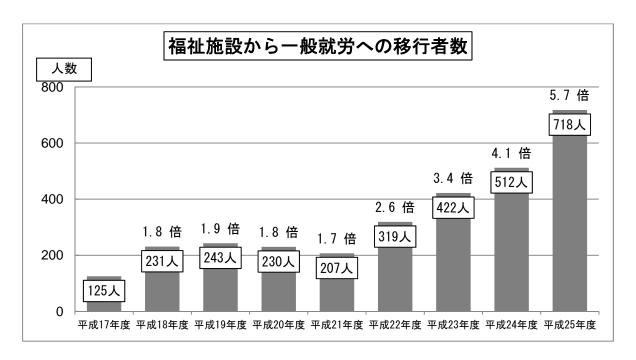
このような観点から、県では、平成29年度中に福祉施設の利用から一般就労に移行する人数について、地域の現状や今後のサービス基盤の整備見通しなどを踏まえて全市町村が設定した成果目標の合計として1,028人とする目標をせっていくに、意味なしたが、というでは、できまたではかしたが、またが、またでは、しまりに成果目標の合計として1,028人とする目標をせっていくに、意味なしたが、この基本指針で示された目標に沿って、2倍を目指すこととします。

○ 就 労移行支援事業の利用者数は、国の基本指針では、平成29年度末時点の りょうしゃすう へいせい25ねんどまっじてん 6 わりぞうか 利用者数を、平成25年度末時点から6割増加させることを基本としています。

○ 就 労移行支援事業所ごとの就 労移行率は、国の基本指針では、就 労移行率

が3割以上の事業所を、全体の5割以上とすることを目指しています。 平成25 なんど にゅうろういこうりつ 3 わりいじょう じぎょうしょ けんぜんたい 3 わりいじょう 年度の就労移行率が3割以上の事業所は、県全体では3割となっています。 市町村の今後の事業所の整備や、利用者の状況を基に、全市町村が作成した成果目標から、県の成果目標を5割とします。

【これまでの 状 況】



○ また、福祉的就労の強化については、平成24年6月に作成した「第2期かながわ工賃アップ推進プラン」に基づき、障害福祉サービス事業所等に対するがわ工賃アップ推進プラン」に基づき、障害福祉サービス事業所等に対する経営的視点の導入等に取り組むとともに、平成25年度には、複数の事業所が共享がある。 こうちんこうじょう はかる 本になうきょうどう じゅちゅう おこなうきょうどうじゅちゅうまどぐち せっち こうちんこうじょう はかる とりくみ 共同して受注を行う共同受注窓口を設置し、工賃向上を図るための取組みを行ってきましたが、平成25年度の工賃については、全国の平均工賃が14,437円なのに対して、本県は13,180円となっており、工賃の向上を図るための一層の支援に取り組む必要があります。

もくひょうたっせい む け たほうさく 【目標達成に向けた方策】

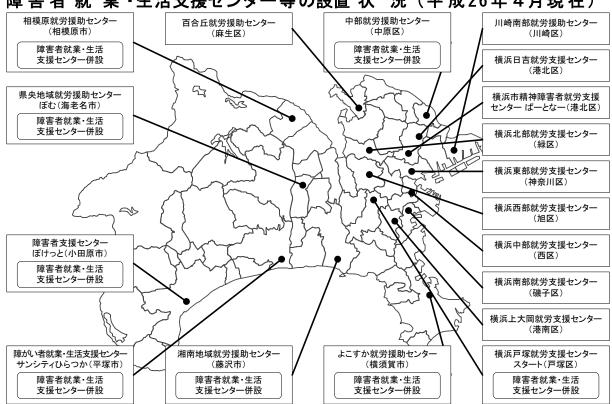
○ 県では、障害保健福祉圏域ごとに障害者の就労を支援するため、平成 3 年度から、市町村とともに地域就労援助センターの設置促進に取り組んできました。

現在、政令市が独自に設置した就労援助センター及び就労支援センター (以下「地域就労援助センター等」といいます。)を含め、18から、18からの機関があります。

地域就労援助センター等が行う支援は、設置当初、知的障害者等の福祉的 はずうろう ちゅうしん かんがえて 就労を中心に考えていましたが、障害者の多様なニーズに対応する中で、 がんじっ いっぱんしゅうろう なくめたはばひろいしえん もとめられる 現実には一般就労も含めた幅広い支援が求められるようになってきました。

そのため、国の制度に基づき新たに設置した障害者就業・生活支援
せんたーとは、とりくみをさらに発展させ、障害保健福祉圏域ごと
こういきてき しゅうろうしえん ねっと ゎーく じゅうじっ いっぱんしゅうろう しえん ねっと ゎーく の広域的な就労支援ネットワークを充実し、一般就労への支援の強化に
取り組んでいきます。

しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえんせん たーとう せっちじょうきょう へいせい 2 6ねん 4 がつげんざい 障害者 就業・生活支援センター等の設置状 況(平成26年4月現在)



○ このほか、県では、独自の取組みとして労働担当部局において障害者就労 # まった せっち 同センターでは職業能力評価と無料職業 和介を実施するとともに、障害者しごとサポーターを県内に配置し、一般企業 はたらく で働くことを希望する障害者の就職から職場定着までを、様々な関係機関

と連携しながら支援しています。

□ このように、県・市町村の障害保健福祉担当部局だけではなく、県の労働担当 ○ このように、県・市町村の障害保健福祉担当部局だけではなく、県の労働担当 ※きょく かながわろうどうきょく かながわしょうがいしゃしょくぎょうせん たっ かんけいきかん おんけい 部局や、神奈川労働局、神奈川障害者職業センターなどの関係機関とも連携 はかりとりくみ すすめて を図り取組みを進めていきます。